事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当町の洪水ハザードマップによると、一級河川岩木川に面している武田地区ではほぼ全域で3m以上5m未満の浸水が想定されており、中里・内潟地区においても広範囲での浸水が想定されている。

また、農業用ため池の氾濫等による浸水も想定され、想定最大規模の雨量が観測された場合において甚大な被害が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、中里・小泊の両地域共にイエローゾーン・レッドゾーンの指定がされており、土砂災害警戒区域等指定箇所数は、中里地域が53箇所、小泊地域が63箇所の計116箇所指定されている。

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が、今後 3 0 年間で中里地域では $6\sim2$ 6 %、小泊地域では 0. $1\sim3$ %の確率で発生すると想定されている。 (津波:ハザードマップ)

当町においては、中里・小泊両地域が津波浸水域となっており、特に日本海に面する小泊地域の浸水深は10m以上と想定されていることから、想定最大規模の津波が到達した場合には、甚大な被害が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とする感染症である。

新型コロナウイルスについては、基本的な対策に加えて「中泊町新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種計画」により、接種率は約90%となっている。

(その他)

当町の令和 2 年度の平均降雪量は 3 4 8 c m と非常に多く、吹雪や地吹雪による交通への影響も大きい。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 396人・小規模事業者数 383人

【内訳】令和3年10月31日現在

	業種	商工業者数	小規模 事業者数	備考
商工業者	建設	126人	124人	町内に広く分布している
	製造	28人	26人	町内に広く分布している
	卸売	11人	11人	町内に広く分布している
	小売	86人	80人	町内に広く分布している
	飲食店・宿泊	35人	34人	町内に広く分布している
	サービス業	97人	97人	町内に広く分布している
	その他	13人	11人	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・中泊町地域防災計画の見直し
 - ・防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
 - ・中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
 - ・中泊町業務継続計画(大規模災害時)の策定
 - ・災害時応援協定の締結
- 2) 当会の取組
 - ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
 - ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
 - ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進
 - ・中泊町が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している、といった課題が浮き彫りに なっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を 周知する。
- ・火災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに

拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備 え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対応の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・事業継続計画を作成(令和3年作成)

3) 関係団体等との連携

- ・青森県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発 セミナー及び損害保険や生命保険、傷害保険などの紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・中泊町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善

点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと想定し、当町との連絡手段の確認等を行う (訓練は必要に応じて実施する)。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地 区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
- (SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認したうえで当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中泊町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、 職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・中泊町地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関す ること
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、 交通網が遮断されており、状況確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発生後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する

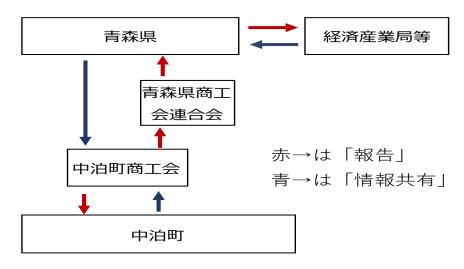
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・当町でとりまとめた「中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な 情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施す る。

〈3. 災害時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会または当町より青森県へ報告する。

【連絡体系図】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、中泊町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別 相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 設置候補場所:中泊町商工会、中泊町役場。原則中泊町商工会に設置。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、当町の施策)について、地区内小規模事業者等へ 周知する。
- ・感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした 支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

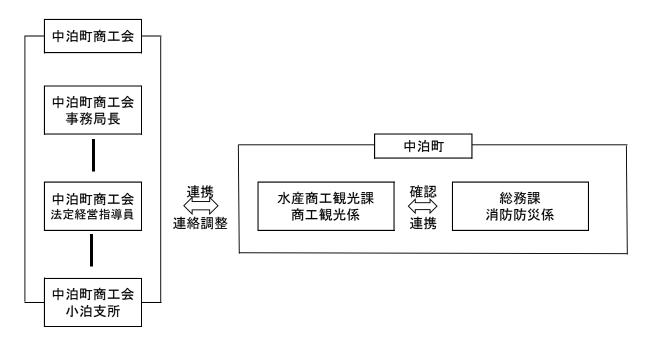
※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、伊藤由希子 (連絡先は後述 (3) ①) 参照 角谷宗一 "
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言などを行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町村連絡先
- ①中泊町商工会

本所

〒037-0305 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 443

Tel0173-57-2733 fax0173-57-2803

E-mail <u>tugaruns@rose.ocn.ne.jp</u>

支所

〒037-0522 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊 488

TeL0173-64-2707 fax0173-64-2707

②中泊町 水産商工観光課 商工観光係 〒037-0305 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 Tm.0173-57-2111 fax0173-57-3849 E-mail kankou@town. nakadomari. lg. jp

③中泊町 総務課 消防防災係 〒037-0305 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 ℡0173-57-2111 fax0173-57-3849

E-mail bousai@town.nakadomari.lg.jp

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、中泊町補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

0 1 7 7 (7 (2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	1742 174 C 244 7 C 1 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C	
	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	业のには人にめりては、ての人気有の人有	
	連携して実施する事業の内容	
1		
2		
3		
•		
•		
	2 to 17 (2) and 17 (2) and 18 (2) the 17	
	連携して事業を実施する者の役割	
1)		
2		
3		
•		
•		
	連携体制図等	
1		
2		
3		
ĺ		